

平成24年度事業計画(案)

I. はじめに

「なでしこジャパン」の愛称で親しまれるサッカー日本女子代表がワールドカップで初優勝した。仲間を信頼し、チームワークで勝ち取った栄冠である。勝利に向かい最後まで諦めない不屈の精神は復興に向かう国民に力と勇気を与えた。我々司法書士も仲間を信頼し、全会員一丸となって市民から信頼を勝ち取るべく高い職業倫理を持ち社会的使命を果たさなければならない。

今年度は司法書士制度が誕生してから140年目となる。毎年8月3日は、司法書士制度誕生の日を記念して「司法書士の日」が制定されている。

そこで、「司法書士の日」に合わせて、司法書士一人ひとりが社会的使命と職能の重要性を再認識し、司法書士制度の社会的意義を周知する機会として記念事業を実施する。また、当会においても戦後再建60周年記念誌の発刊の準備をスタートさせる。これまでの先達が築いてきた歴史を後進に伝えるのは重要な責務である。

昨年度、ホームページをリニューアルして会員専用ページのシステムを構築した。それにより、業務上必要な情報を共有化することができ、各会員の業務の効率化を図ることが可能となった。今年度は、会員専用ページの活用方法を模索しながら、会員への情報伝達方法を再考し、事務局の負担軽減に繋げていきたい。また、市民向けのページでは市民目線を大事にしながら活用を促していく。

最後に、司法書士及び司法書士制度に対する社会からの信頼を回復するためには、これまで以上に高い職業倫理をもって執務を遂行していかなければならない。今年度を「信頼回復の一年」と位置づけ、執務の改善を図るべく、倫理研修を一層強化し、研修方法にも工夫を凝らしていく。過去の常識が非常識になっていないか、変化に対応できているかを探求しながら、市民に寄り添い伴走する身近な法律家として信頼に応えるべく全力で取り組んでいく。

II. 司法書士を取り巻く状況

1. 不動産登記、取引立会関連業務

近時、登記事件数の受託が減少し、低水準で推移している。しかし、「我々の存在基盤の中核にあるのは登記である」ということを再認識することによって登記業務における専門性を高める努力をし、不動産取引の安全に寄

与していく。さらに、補正事件を減少させるべく補正態様を検証し対応策を検討する。その他、不動産登記に関してタイムリーな情報を提供し、研修等も企画していくとともに、従来から社会問題化している潰れ地について解決策を検討していく。

オンラインシステムについては利用率が向上するよう啓蒙活動を引き続きしていく。

2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

平成20年12月1日整備法施行後、平成25年11月末日までに特例民法法人（従前の公益法人）は、公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人へ認定または認可移行申請しないと解散したものとみなされる。

今年度は、移行に対応できるよう研修を企画していく。また、補正態様を検証・検討することで会員に注意喚起を促す。

3. 簡裁代理・裁判事務関連業務

一般民事事件の事例研修等、より多くの会員の事件受託を推進するため研究・研修をしていく。

成年後見制度における不祥事をふまえ、成年後見業務が他人の重要な財産を預かり、代理人として広範な業務を担うというこれまでに司法書士が経験していない業務であることを再認識し、執務姿勢や実務的な研修をリーガルサポートと連携して企画する。

4. 倒産処理委員会から消費者委員会への改称

これまで当会では、消費者金融の破綻に際して個別に対策チームを設置するなどして対応してきたところ、近年、消費者金融の破綻が相次いだことから前年度において倒産処理委員会を設置するに至った。

さらには、巧妙化する悪質商法が社会問題化している現状を踏まえ、倒産処理以外にも研究・研修を行う必要性が生じてきたことから倒産処理委員会を消費者委員会へ改称し業務範囲を拡大する。当面の間、以下の業務について取り組んでいく。

- (1) 破綻した消費者金融の情報収集及び情報提供
- (2) 消費者関連法における研究及び研修

5. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）への支援活動

連合会は制度の更なる発展のために司法書士法改正に取り組んでいるが、改正には政治連盟の活動が不可欠である。今後の法改正の対応でも日本司

法書士政治連盟沖縄県会と連携する。

不祥事の再発防止を図り，成年後見制度の発展に資するべく公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と協議，連携していく。

平成 26 年に全国青年司法書士協議会（全青司）の全国大会が沖縄で開催される。沖縄県司法書士青年の会における大事業であり，貴重な経験となる。青年の会は当会の次代を担う人材育成の場でもある。全国大会を成功させるべく物心両面で支援していく。また，社会問題にも積極的に対応していけるよう連携していく。

6. プロボノ活動

我が国における自殺者の数は，平成 10 年から 14 年連続で 3 万人を超え，沖縄県においても深刻な社会問題となっている。自殺の原因・動機には様々な要因が存在するが「経済・生活問題」は大きな要因となっている。債務整理を通して，法律家として，自殺予防に貢献していく。

今年度も，国や地方公共団体，関連機関と連携して自殺予防に取り組む。また，外部講師を招いてメンタルヘルスに関する研修会を実施する。

以上をふまえ，平成 24 年度の重点事業並びに個別的事業計画を策定した。

Ⅲ. 事業計画の具体的推進

重点第 1. 市民への法的サービスの拡充

重点第 2. 「司法書士の日」制度制定 140 周年記念事業

重点第 3. 沖縄県司法書士会戦後再建 60 周年記念誌の発刊準備

第 1. 重点事業

重点第 1. 市民への法的サービスの拡充

[総務部・相談事業部・企画部・
広報部]

1 法律相談の充実

- (1) 沖縄県多重債務対策協議会や市町村が開催する「多重債務者相談強化キャンペーン」に伴う多重債務相談会へ相談員を派遣する。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日），「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第 3 水曜日），所属相談員に

よる無料の面談法律相談を実施する。

- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」に毎月一回、同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に、それぞれ、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 那覇市、同市小禄支所(主催：行政評価事務所)、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、読谷村、那覇市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、石垣市社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会（那覇市、沖縄市）等の行政機関に、司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (5) 紹介依頼に対し、最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による、離島からの無料電話法律相談を常設する。また、電話相談の利用を促進するため、離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 九州ブロック司法書士会協議会と連携し、司法過疎地域における法律相談会を開催または、相談会への相談員の派遣をする。
- (8) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」等の相談会へ会員を派遣する。
- (9) 裁判所を中心とする法曹関係機関主催の「憲法週間」「法の日週間」における無料法律相談に司法書士を相談員として派遣し、法曹関係機関との協力関係を強化する。また、法テラス主催の無料法律相談に相談員を派遣する。
- (10) 連合会から要請のある次の各種相談会を実施する。
 - ア 9月「敬老の日 成年後見相談」
 - イ 10月法の日週間における「司法書士法律相談」
 - ウ 2月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会・講演会の開催）
 - エ その他の相談会
- (11) 沖縄県主催の「自殺予防キャンペーン」期間における多重債務の無料相談を行う。また、これに伴う市町村等における各種相談会に会員を派遣する。
- (12) 消費者庁の消費者月間の企画に合わせて、各司法書士事務所において1ヶ月間消費者トラブル案件の無料相談を行なう。
- (13) 消費者金融会社等の破綻があった場合、利用者の利益を守るため、緊急相談会などを行なう。
- (14) 司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては、相談技法向上の為、同席研修を奨励する。
- (15) 司法書士総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (16) 全国のADR調停センターの運用状況等を調査し、小規模単位会に適した

調停センターのあり方を検討し、認証手続きを進めていく。

- (17) 沖縄県自殺対策緊急強化事業補助金を活用した相談技法研修会を開催する。

2 社会貢献

- (1) 司法書士のプロボノ（公益活動）を推進し、他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。
- (2) 東日本大震災に対応する特別委員会を継続し、今年度においても被災者に対する支援事業に協力する。

3 講師派遣

- (1) 消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2) 県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。
- (3) 会員講師養成及び人材育成に注力する。

重点第2. 「司法書士の日」記念事業

〔広報部・相談事業部・企画部〕

8月3日の「司法書士の日」に合わせて、司法書士一人ひとりが社会的使命と職能の重要性を再認識し、司法書士制度の社会的意義を周知する機会として、下記の事業を実施する。

1 「一日司法書士」

司法書士制度、登記制度及び司法制度について現場を通して理解してもらい、司法書士制度の認知度向上をはかることを目的とする。具体的には、社会に出る前の高校生を「一日司法書士」に任命し、法務局、裁判所等の協力を得て、執務現場（会員事務所、法務局、裁判所等）の見学、模擬体験等を実施する。

2 「司法書士無料相談」

「司法書士の日」は各事務所における「相談」を無料とする。

重点第3. 沖縄県司法書士会

戦後再建60周年記念誌の発刊準備

〔総務部・広報部・企画部〕

当会は10年ごとに記念誌を発刊してきた。前回発刊してからの10年の間に簡裁代理権の取得など司法書士を取りまく状況は大きく変化している。今年度から特別委員会を設置して沖縄県司法書士会戦後再建60周年記念誌の発刊準備をする。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実

[総務部・研修部]

1 会員研修（単位制）

(1) 集合研修会

- ア 倫理研修
- イ 新法・法改正研修
- ウ 不動産登記に関する研修会
- エ 商業登記に関する研修会
- オ 裁判事務に関する研修会
- カ 消費者問題に関する研修会
- キ その他実務に関する研修会

(2) 支部研修会

支部主催の研修会を奨励する。

(3) 連合会主催研修会への参加呼びかけ、奨励を行う。

- ア 日司連年次制度研修会
- イ 特定分野研修会
- ウ 法令一斉研修会
- エ 日司連中央研修所新人研修会

(4) 九州ブロック会員研修会への参加呼び掛け、奨励を行う。

- ア 平成24年9月8日、第14回九州ブロック会員研修会
テーマ「司法書士の家事代理権は必要か（仮称）」（於熊本県）
- イ 九州ブロック新人研修会

2 支部巡回研修会

各支部と連携し巡回形式の研修会を開催する。

3 新入司法書士会員研修会

(1) 新入司法書士会員配属研修

- (2) 新入司法書士会員一般研修会
連合会，九州ブロックの新人研修会と整合性の取れた研修会を開催する。

4 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し各種研修会を開催する。

5 補助者研修会

- (1) 補助者教養研修会
- (2) 補助者業務研修会

6 研修会への派遣

日司連中央研修所主催の司法書士講師養成講座「特別研修チューター養成講座」へ派遣要請があれば当会からも派遣する。

7 本年度の検討課題

- (1) 倫理研修の強化に取り組む。
- (2) 研修参加率の向上を図るための対策に取り組む。
- (3) 事例報告，事例検討，ディスカッション形式の研修会が開催できるよう取り組む。
- (4) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (5) 県内大学等と研修事業について連携・提携の検討に取り組む。
- (6) DVD 貸し出し，日司連ライブラリの活用等を推奨する。

2. 業務の改善

[総務部・企画部・研修部・相談事業部]

1 会員の執務に対する対応

- (1) 司法書士倫理の研修
 - ア 司法書士倫理に関する研修会を開催する。
 - イ 司連年次制研修会の積極的受講及び不参加者への対策を強化する。
- (2) 登記業務の研修
 - 登記補正事件の減少を図るための研修会を実施する。

2 法テラスとの連携強化

- (1) 司法支援関連事業
窓口専門職員の派遣を継続する。法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。
 - (2) 民事法律扶助制度の活用
法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。
- 3 リーガルサポート沖縄支部への支援
司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

3. 組織の充実強化

[広報部・共済委員会・総務部・経理部]

- 1 支部長会の充実
各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。
- 2 会員への情報伝達
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
 - (2) ホームページを活用し、会員への情報提供を充実させる。
 - (3) 毎月1回、会務情報紙を発行する。
- 3 共済制度、福利厚生事業
 - (1) 共済制度の充実
 - (2) 福利厚生事業
- 4 事務局の強化, 会務の電算化, 情報伝達方法のIT化を積極的に推し進める。
- 5 政治連盟, リーガルサポート, 青年の会との協議, 情報交換
- 6 規則等の改善の検討
- 7 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
 - (2) 特別事業のための財務調整積立金の着実な実施

(3) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

〔非司排除委員会・総務部〕

1 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

2 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携していく。

5. 広報活動

〔広報部〕

1 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，2月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内2紙に投稿し，5月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。県内で発行される新聞に有料広告を行う。

2 広報

社会問題に対する会長声明・司法書士会見解等の発表を積極的に行う。

3 破産申立て事例等に関するアンケートの収集及び調査報告のホームページ掲載

4 会報の発行